

美唄市ごみステーション設置要領

（目 的）

第1条 この要領は、ごみの収集をステーション方式で実施するに際して、収集の効率化と安全を確保するため、ステーションの設置基準及び管理責任を明確にして、地域における清潔なまちづくりを推進するとともに、良好な生活環境の維持保管を図ることを目的とする。

（ごみステーションの定義）

第2条 ごみステーションとは、収集経路上に面した歩道（道路）又は私（公）有地の一部を使用し、家庭等のごみを排出して収集するまでの集積場所をいう。

（設置場所）

第3条 ごみの収集経路における車両運行方向の左側とし、車歩道の区別のあるところは歩道の一部、また車歩道の区別のないところは、道路際とし、通行の支障にならない場所及び私（公）有地とする。ただし、車両と通行人の支障になるところ、道路交通法（昭和35年法律第105号）に定められている交差点、横断歩道、バス停留所又は消火栓等これら禁止場所及び常時駐車車両のある所、道路幅が狭く車両進行スペースのない場所又は建造物を損傷する恐れのある場所等においてはこの限りではない。

（設置の方法）

第4条 ごみを出しやすく、収集作業に支障のない場所を町内会役員等と利用する住民の話し合いによって選定し、市と事前協議の上、決めることを原則とする。

2 設置場所の決定に際しては、利用する住民の意見を尊重し、ステーション付近の住民、土地所有者に事前に了解を得ることとして、設置後は苦情が出ないようにすること。

3 設置箇所数は町内会等の組織を一つの単位とし、おおむね10世帯に1箇所とする。

（戸別収集）

第5条 本人、親族又は近隣者等によりステーションまでごみを持ち出すことが困難で、次のいずれかに該当する世帯については、既存のごみ収集経路上において戸別収集をすることができる。

（1）介護保険制度の認定が要介護度1以上で、65歳以上の単身者。

（2）障がい者手帳（身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）を所持している単身者。

（3）その他、市長が認める世帯。

(事前協議)

第6条 ステーションの新設、移設又は廃止を町内会等で行う場合は、あらかじめ町内会役員等と利用する住民と話し合いを行い、市と協議するものとする。

2 戸別収集をする場合においては、町内会の同意を得た上で、身体的な状況等について、市と協議するものとする。

3 宅地の造成事業者及び集合住宅の建設事業者等はステーションの設置場所の確保に努めることとし、あらかじめ設置の場所及び規模等について市と協議するものとする。

(現地調査)

第7条 市は町内会役員等から、ステーションの新設等の事前協議があった場合は、必要に応じ現地調査を行うものとする。この場合において、町内会役員等に立ち合いを求めることができる。

(利用者への周知)

第8条 町内会役員等は、市からステーションの利用開始の連絡を受けた場合は、利用者にその旨を周知するものとする。移設又は及び廃止する場合も同様とする。

(管理の方法)

第9条 ステーションは町内会等の方々が共同で利用する公共の場であるため、利用する方々で清潔に保つよう努めるとともに、廃棄物が散乱しないよう良好に管理すること。

2 ステーションの利用者はステーション付近の方々の立場になり、ルールを厳守し、ごみの飛散又は悪臭等で迷惑をかけないようにすること。

3 ネットを設置してあるステーションについては、利用者はごみを出した後は必ずネットをかけ、ネットの上にはごみ袋は置かないこと。

4 冬期間は利用者で除排雪を励行し、ステーションの場所の確保に努めること。

5 ステーションは町内会等において自主的に管理し、利用者はお互いに収集日及びごみの出し方等のルールの徹底に努めること。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(経過措置)

施行の日以前に設置されたステーション及び戸別収集については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から実施する。